

保険料払込証明書の見方

20XX年分 保険料払込証明書 **A** 新 生命保険料控除制度

契約者 かんぼ 太郎 様

保険証券記号番号	XX XX XXXXXXXX	契約日	2015年11月 1日
保険種類	養老保険	払込方法	月 払
受取人	かんぼ 花子 様	契約者配当種別	自由引出配当
年金受取人生年月日		年金支払開始日	
		保険料払込期間	19年

一般生命保険料(A)	183,600円	配当金(相当額)(B)	***円	一般証明額(A)-(B)	183,600円
介護医療保険料(C)	28,458円	配当金(相当額)(D)	***円	介護医療証明額(C)-(D)	28,458円
個人年金保険料(E)	***円	配当金(相当額)(F)	***円	個人年金証明額(E)-(F)	***円

9月末時点

20XX年9月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。
証明日 20XX年10月 1日

B 株式会社 かんぼ生命保険

12月末時点の払込保険料総額(払込中契約については 額)は次のとおりです。

年間一般生命保険料(イ)	244,800円	配当金(相当額)(D)	12円	一般申告額(イ)-(D)	244,788円
年間介護医療保険料(ハ)	37,944円	配当金(相当額)(ニ)	***円	介護医療申告額(ハ)-(ニ)	37,944円
年間個人年金保険料(ホ)	***円	配当金(相当額)(ヘ)	***円	個人年金申告額(ホ)-(ヘ)	***円

C

12月末時点

上段が9月末時点での保険料払込状況、
下段が12月末まで保険料をお払込みいただいた
場合の予定額を表示しています。

A

生命保険料控除制度(旧制度・新制度)の表示

2012(平成24)年1月1日から生命保険料控除制度が改正されたため、該当する生命保険料控除制度(旧・新)を表示しています。

※ 2011(平成23)年12月31日以前に加入した保険契約でも契約形態により新制度が適用され、「新」と表示している場合があります。

B

保険会社等の名称

申告の際、保険会社等の名称欄には「株式会社かんぼ生命保険」と記載されている場合は「かんぼ生命」、「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」と記載されている場合は「簡易保険」と記載してください。

C

申告額

年末調整や確定申告において、生命保険料控除の申告を行う際に使用する金額です。

※ 保険料払込中の場合は、12月末時点での保険料払込予定額を表示しています。

※ 申告額が表示されていない場合は、12月までに払い込んだ当年分の保険料を計算してください。

保険料払込証明書の見方

20XX年分 保険料払込証明書 (新 生命保険料控除制度)

契約者 かんぼ 太郎 様

保険証券記号番号 XX XX XXXXXXXX 契約日 2015年11月 1日

保険種類 養老保険

払込方法 月 払 契約者配当種別 自由引出配当

受取人 かんぼ 花子 様 保険料払込期間

年金受取人生年月日 年金支払開始日 保険期間または年金支払期間 19年

1	2	3
一般生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A)-(B)
183,600円	***円	183,600円
介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C)-(D)
28,458円	***円	28,458円
個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E)-(F)
***円	***円	***円

9月末時点

20XX年9月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。
証明日 20XX年10月 1日

株式会社 かんぼ生命保険

12月末時点の払込保険料総額(払込中契約については予定額)は次のとおりです。

1	2	3
年間一般生命保険料(イ)	配当金(相当額)(ロ)	一般申告額(イ)-(ロ)
244,800円	12円	244,788円
年間介護医療保険料(ハ)	配当金(相当額)(ニ)	介護医療申告額(ハ)-(ニ)
37,944円	***円	37,944円
年間個人年金保険料(ホ)	配当金(相当額)(ヘ)	個人年金申告額(ホ)-(ヘ)
***円	***円	***円

12月末時点

G 受取人氏名

保険金受取人氏名を1名表示しています。

- ※ 契約種類や受取人種類によっては空白表示となる場合があります。
- ※ 保険金受取人を複数指定されている場合でも、表示は1名となります。

D 払込方法

「月払」または「一時払」を表示しています。

保険料を前納している場合でも、前もって払い込んだ保険料を月ごとに充当していくため「月払」と表示しています。

E 個人年金保険料控除に関する情報

年金受取人・保険料払込期間・年金支払開始日等を表示しています。

- ※ 年金受取人・保険料払込期間・年金支払開始日等によっては、一般生命保険料控除の対象となる場合があります。
- ※ 個人年金保険料控除に該当しない場合は表示していません。

F 保険料控除について

- ①一般生命保険料
生存または死亡に起因して保険金等が支払われるものや病気やケガによる入院等に伴う給付部分についての保険料
- ②介護医療保険料
介護医療保険契約等についての保険料
- ③個人年金保険料
個人年金保険契約についての保険料

【控除対象となる保険料】

- 旧制度**：①一般生命保険料・③個人年金保険料
新制度：①一般生命保険料・②介護医療保険料・③個人年金保険料
- ※ 身体の傷害のみに起因して保険金等が支払われるものについての保険料は控除対象外